

# 不妊・不育治療費助成事業の実施一覧

平成31(2019)年4月現在

市町村	助成対象の治療			
	1 特定不妊治療 (体外受精及び 顕微授精)	2 男性不妊治療	3 一般不妊治療 (人工授精等)	4 不育症治療
津山市	○	○ ※	○	○
玉野市	○			
笠岡市	○		○	○
井原市	○	○ ※		○
総社市	○	○ ※		○
高梁市	○	○		○
新見市	○	○ ※		○
備前市	○			○
瀬戸内市	○	○ ※		○
赤磐市	○	○ ※		○
真庭市	○	○	○	○
美作市	○		○	○
浅口市	○	○ ※		○
和気町	○	○ ※		○
早島町	○	○ ※		○
里庄町	○	○ ※		
矢掛町	○			
新庄村	○		○	
鏡野町	○	○ ※	○	○
勝央町	○	○ ※	○	○
奈義町	○			○
西粟倉村	○			
久米南町	○	○ ※		○
美咲町	○	○ ※		○
吉備中央町	○	○	○	
計	25	17	8	19
岡山市	○	○ ※		
倉敷市	○	○ ※		
岡山県	○	○ ※		
計	3	3	0	0

※特定不妊治療の一環として、精巣 または精巣上体内から直接採取する治療（いわゆる T E S E、M E S A等）を行った場合のみ、助成対象



## 津山市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・領収金額(受診証明書に記載されている金額)から、県の助成額を引いた金額の1/2以内(1,000円未満は切り捨て)で10万円/回を限度 ・夫婦1組につき最大6回まで助成	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦のいずれかが、本市に1年以上住所を有すること ・岡山県の助成事業において助成が決定されていること
<b>2 男性不妊治療</b>			
・特定不妊治療の一環として、一定の男性不妊治療(TESE、MESA等)を行った場合の上乗せ助成額は上限15万円	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦のいずれかが、本市に1年以上住所を有すること ・岡山県の助成事業において助成が決定されていること
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
・対象者が負担した本人負担額の1/2以内(1,000円未満は切り捨て) ・5万円/年を限度 ・1対象者3回限りとし、助成金の額は1対象者15万円を限度	限定なし	/	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・夫婦のいずれかが、本市に1年以上住所を有すること ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満(1月から5月までの申請については前々年の所得) ・助成金の交付を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと
<b>4 不育症治療</b>			
・30万円/年度を限度 ・一対象者150万円を限度	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	/	・法律上の婚姻をして1年以上の夫婦 ・夫婦のいずれか一方が申請日において、本市に1年以上継続して住所を有すること ・他の自治体から同種の助成金を受けていないこと ・(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が不育症と診断し、指示のもと他の医療機関で受けた治療も含む

## 玉野市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 ・県助成金が30万円または15万円の場合は10万円/回を限度 ・県助成金が7万5千円の場合は5万円/回を限度(どちらの場合も1,000円未満は切り捨て)	県指定	調整あり	・岡山県の助成事業において助成が決定され、助成期間内にあること ・申請日において、夫婦のどちらかが玉野市に住所を有すること ・申請日において、対象者及び世帯員に市税及び国民健康保険料の滞納がないこと
<b>2 男性不妊治療</b>			
実施なし			
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし		/	
<b>4 不育症治療</b>			
実施なし		/	

## 笠岡市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 15万円/回を限度</li> <li>・年度を問わず1対象者6回まで 90万円を限度</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において夫婦のいずれか一方が、本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・申請日において対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>・他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
実施なし			
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内 5万円/年を限度</li> <li>・1対象者3回まで 15万円を限度</li> </ul>	限定なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において夫婦のいずれか一方が、本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・申請日において対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>・他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと</li> </ul>
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内 15万円/回を限度</li> <li>・年度を問わず6回まで</li> <li>・一対象者90万円を限度</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・夫婦のいずれか一方が交付申請日において、本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> </ul>

## 井原市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内、20万円/回を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えない</li> <li>・初回申請より通算10年間で、6回まで120万円を限度</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在、本市に1年以上住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・補助金交付申請日において、夫婦共に公租公課等の滞納がないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定不妊治療と合わせて申請(特定不妊治療に上乗せなし)、又は単独の申請</li> <li>・費用の1/2以内、20万円/回を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えない</li> <li>・初回申請より通算10年間で、6回まで120万円を限度</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在、本市に1年以上住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・補助金交付申請日において、夫婦共に公租公課等の滞納がないこと</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・30万円/回を限度</li> <li>・年度を問わず3回まで</li> <li>・一対象者90万円を限度</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・交付申請日において、夫婦共に本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・不育治療開始から補助金交付予定日まで継続して市内に住所を有すること</li> <li>・夫婦共に市税等の滞納がないこと</li> </ul>

## 総社市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦間で行う特定不妊治療(岡山県男性不妊治療助成の上乗せがある場合はその治療も含む)に係る費用から県の助成額を引いた額の1/2以内</li> <li>10万円/回を限度</li> <li>1対象者6回を限度とする(通算年度は問わない)</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>申請日において、夫婦の両者が、本市に1年以上継続して住所を有すること</li> <li>岡山県の助成事業において助成が決定されていること</li> <li>対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>他の市町村から同種の助成金を受けていないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦間で行う特定不妊治療(岡山県男性不妊治療助成の上乗せがある場合はその治療も含む)に係る費用から県の助成額を引いた額の1/2以内</li> <li>10万円/回を限度</li> <li>1対象者6回を限度とする(通算年度は問わない)</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>申請日において、夫婦の両者が、本市に1年以上継続して住所を有すること</li> <li>岡山県の助成事業において助成が決定されていること</li> <li>対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>他の市町村から同種の助成金を受けていないこと</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>10万円/回を限度</li> <li>1対象者5回を限度とする(通算年度は問わない)</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>不育治療開始から申請に至るまでの間、夫婦がともに本市に住所を有していること</li> <li>対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> </ul>

## 高梁市

助成内容	医療機関の限定 (注1)	県費助成との調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>費用から県の助成額または、15万円(県要綱の助成対象とならない者)を差し引いた額</li> <li>年度や回数は問わない</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>申請日において、夫婦のいずれかが本市に1年以上住所を有すること</li> <li>妻の年齢が43歳未満であること</li> <li>夫婦の前年の所得合計額が730万円未満であること</li> <li>対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>第三者から提供を受けた精子若しくは卵子によるものでないこと、又は、第三者による妊娠出産を目的とするものでないこと</li> <li>他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>費用から県の助成額または、15万円(県要綱の助成対象とならない者)を差し引いた額</li> <li>年度や回数は問わない</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>申請日において、夫婦のいずれかが本市に1年以上住所を有すること</li> <li>妻の年齢が43歳未満であること</li> <li>夫婦の前年の所得合計額が730万円未満であること</li> <li>対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>第三者から提供を受けた精子若しくは卵子によるものでないこと、又は、第三者による妊娠出産を目的とするものでないこと</li> <li>他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>費用の1/2以内</li> <li>30万円/年度を限度</li> <li>一対象者の総額の限度額はなし</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>申請日において、夫婦のいずれかが本市に1年以上住所を有すること</li> <li>妻の年齢が43歳未満であること</li> <li>夫婦の前年の所得合計額が730万円未満であること</li> <li>対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>第三者から提供を受けた精子若しくは卵子によるものでないこと、又は、第三者による妊娠出産を目的とするものでないこと</li> <li>他の自治体から同様の助成を受け、又は受ける予定でないこと</li> </ul>

## 新見市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の事業に該当する者は、県の助成金額を控除した治療費等の額の2/3以内(千円未満の端数は切り捨て)。</li> <li>・県の事業に該当しない者は、治療費等の額の2/3以内(千円未満の端数は切り捨て)。</li> <li>・所得、年齢、回数制限なし</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・夫婦の両方が本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の事業に該当する者は、県の助成金額を控除した治療費等の額の2/3以内(千円未満の端数は切り捨て)。</li> <li>・県の事業に該当しない者は、治療費等の額の2/3以内(千円未満の端数は切り捨て)。</li> <li>・所得、年齢、回数制限なし</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・夫婦の両方が本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療費等の額の2/3以内(千円未満の端数は切り捨て)。</li> <li>・所得、年齢、回数制限なし</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしており、婚姻後1年以上経過している夫婦であること</li> <li>・夫婦の両方が本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと</li> </ul>

## 備前市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内15万円/回を限度</li> <li>・年度を問わず6回まで</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において、夫婦の両方又はその内いずれか一方が本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定されていること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること</li> <li>・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満</li> <li>・助成対象治療の治療費等の支払いが終了した日の属する年度の末日(2月1日から3月31日までに支払を終了した場合にあつては、翌年度の4月末日)までに申請が必要</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
実施なし			
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・30万円/回を限度</li> <li>・一対象者の総額の限度額はなし</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は同等の能力を有する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をして1年以上の夫婦</li> <li>・不育治療開始から申請に至るまでの間、夫婦がともに本市に住所を有していること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満</li> <li>・第1子に限る</li> </ul>

## 瀬戸内市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内 10万円/回を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えないものとする</li> <li>・初回申請時の妻の年齢が、40歳未満の場合は妻が43歳になるまでに6回まで、40歳以上の場合は妻が43歳になるまでに3回まで。(年齢はいずれも県の助成対象治療の開始時が基準)</li> <li>ただし、助成回数が6回に満たない場合であっても、平成27年度までに通算5ヶ年度助成を受けている場合は助成対象外</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍上の夫婦であり、申請時、夫婦のいずれか一方又は両者が本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること</li> <li>・市税の滞納がないこと</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定された者</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
特定不妊治療の一環として、精巣または精巣上体内から直接精子を採取する治療(いわゆるTESE,MESA等)を行った場合に、助成額を上乗せする。(上限10万円)	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍上の夫婦であり、申請時、夫婦のいずれか一方又は両者が本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること</li> <li>・市税の滞納がないこと</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定された者</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・30万円/年度を限度</li> <li>・一対象者の総額の限度額はなし</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・妻が交付申請日において、本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・夫婦に市税の滞納がないこと</li> </ul>

## 赤磐市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内</li> <li>・10万円/回を限度</li> <li>・平成26年度以降の新規申請者で、治療開始時の妻の年齢が40歳未満の人は、年間で最大6回(ただし、通算回数は6回)</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定された者</li> <li>・申請時において、法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・対象者及び世帯員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内</li> <li>・5万/回を限度</li> <li>・精子が得られない等の理由により治療を中止した場合であって、上記1の助成の対象にならない場合でも助成の対象とする。ただし、助成の回数は上記1の助成回数に含める。</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定された者</li> <li>・申請時において、法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・対象者及び世帯員に市税及び国民健康保険税の滞納がないこと</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の7/10</li> <li>・30万円/年度を限度</li> <li>・通算5か年度まで</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・交付申請日において、夫婦がともに本市に1年以上住所を有していること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと</li> </ul>

## 真庭市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・費用から県の助成額を引いた額 ・他の不妊治療を含めて20万円/年度を限度	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・申請日において本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者
<b>2 男性不妊治療</b>			
・費用から県の助成額を引いた額 ・県の助成対象治療以外の男性不妊治療も対象 ・他の不妊治療を含めて20万円/年度を限度	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・申請日において本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
・他の不妊治療を含めて20万円/年度を限度	県指定		・法律上の婚姻をしている夫婦 ・申請日において本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者
<b>4 不育症治療</b>			
・30万円/年度を限度 ・一対象者の総額の限度額はなし	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		・法律上の婚姻をしている夫婦 ・申請日において本市に住所を有する者 ・本市に一年以上住所を有する予定の者

## 美作市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
他の費用を含めた範囲内で10万円/年度を限度とし、助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、県や他の自治体の助成額との合計額が治療額を超えないものとする。	県指定	調整あり	・夫婦のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・指定医療機関において、不妊治療(助成対象治療)を受けた者
<b>2 男性不妊治療</b>			
実施なし			
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
他の費用を含めた範囲内で10万円/年度を限度とし、助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、県や他の自治体の助成額との合計額が治療額を超えないものとする。	県指定		・夫婦のいずれか一方が申請日において、本市に住所を有すること ・申請の日において、対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと ・指定医療機関において、不妊治療(助成対象治療)を受けた者
<b>4 不育症治療</b>			
助成金の額は、年額30万円を限度とし、助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医		・申請の日において、本市に住所を有し、対象者及びその世帯員に市税の対応がないこと ・(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、不育治療を受けた者 ・申請年度において、他の市町村等が実施している、不育治療に関する助成制度の適用を受けていない者



## 浅口市

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内 15万円/回(但し、凍結胚移植等については7万5千円)を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えないものとする</li> <li>・年度を問わず6回まで</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・本市に夫婦のいずれか一方または両者が1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定されていること</li> <li>・他の市町村から同種の助成金を受けていないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性不妊治療(TESE、MESA等)に要した費用の1/2以内で1回あたり15万円を限度</li> <li>・県の助成額との合計額が治療費を超えないものとする</li> <li>・年度を問わず6回まで</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・本市に夫婦のいずれか一方または両者が1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定されていること</li> <li>・他の市町村から同種の助成金を受けていないこと</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一対象者150万円を限度</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をして1年以上の夫婦</li> <li>・妻が交付申請日において、本市に1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</li> <li>・他の自治体から同種の助成金を受けていないこと</li> </ul>

## 和気町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 15万円/回を限度</li> <li>・初回申請時の妻の年齢が、40歳未満の場合は妻が43歳になるまでに6回まで、40歳以上の場合は妻が43歳になるまでに3回まで。</li> <li>ただし、助成回数が6回に満たない場合であっても、平成27年度までに通算5ヶ年度助成を受けている場合は助成対象外</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定され、助成回数内にあること</li> <li>・申請日において、夫婦のいずれかが本町に住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること</li> <li>・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定不妊治療の一環として、精巣または精巣上体内から直接採取する治療(いわゆるTESE、MESA等)を行った場合のみ、費用から県の助成額を引いた額の1/2以内を上乗せ(15万円/回を限度)</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定され、助成回数内にあること</li> <li>・申請日において、夫婦のいずれかが本町に住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること</li> <li>・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内</li> <li>・30万円/年度を限度</li> <li>・一対象者150万円を限度</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・交付申請日において、夫婦がともに本町に1年以上住所を有していること</li> <li>・対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> <li>・夫婦の前年度の所得合計額が730万円未満であること</li> </ul>

## 早島町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の範囲内</li> <li>・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 10万円/回を限度</li> <li>・初回申請時の妻の年齢が、40歳未満の 場合は6回まで、40歳以上の場合は3回まで。 ただし、助成回数が6回に満たない場合で あっても、平成27年度までに通算5ヶ年度 助成を受けている場合は助成対象外</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において夫婦いずれか一方が本町に住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定されていること</li> <li>・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満</li> <li>・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性特定不妊治療を行った場合は、 費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 5万円/回を限度</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において夫婦いずれか一方が本町に住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定されていること</li> <li>・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満</li> <li>・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険対象外治療費用等の1/2以内 15万円/回を限度(1,000円未満は切り捨て)</li> <li>・年度を問わず3回まで</li> </ul> ※入院時の差額ベッド代や食事代等直接治療に関 係ない費用は除く	(一社)日本生殖医 学会が認定した生 殖医療専門医が所 属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦で、申請日現在、 夫婦のいずれか一方が本町に住所を有する夫婦であること</li> <li>・申請日現在、対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> <li>・夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請においては 前々年の所得)の合計額が 730万円未満(所得の範囲及び計算は児童手当法施行令(昭 和46年政令第281号)の 規定を適用)</li> <li>・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること</li> <li>・他の市町村から不育治療に対する同種の助成を受けていな いこと</li> </ul>

## 里庄町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内 20万円/回を限度とし、県の助成額との 合計額が治療額を超えないものとする また</li> <li>・年度を問わず10回まで(他の都道府県 又は指定都市若しくは中核市において 助成されたものを含む)</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・本町に1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定されていること (ただし、決定を受けられない場合は必要ない。)</li> <li>・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定不妊治療の一環として、 精巣又は精巣上体内から直接精子 を採取する治療を行った場合は、 助成金を上乗せ(上限20万円)</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・本町に1年以上住所を有すること</li> <li>・対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> <li>・岡山県の助成事業において助成が決定されていること (ただし、決定を受けられない場合は必要ない。)</li> <li>・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
実施なし			

## 矢掛町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・費用の1/2以内 20万円/回(ただし、凍結胚移植等については10万円)を限度とし、県の助成額との合計額が治療額を超えないものとする ・最大6回まで	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有すること ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満 ・対象者に町税の滞納がないこと ・岡山県の助成事業において助成が決定されていること ・医療保険に加入していること
<b>2 男性不妊治療</b>			
実施なし			
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
実施なし			

## 新庄村

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・費用の1/2以内 ・20万円/年を限度 ・年度を問わず3回まで	限定なし	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に2年以上住所を有し、かつ、居住しているもの
<b>2 男性不妊治療</b>			
実施なし			
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
・医療保険適用外の不妊治療における費用の1/2以内 ・20万円/年を限度 ・年度を問わず3回まで	限定なし		・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本村に2年以上住所を有し、かつ、居住しているもの
<b>4 不育症治療</b>			
実施なし			

## 鏡野町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・特定不妊治療に係る治療費から県の助成額を引いた額で15万円/回を限度(男性不妊治療は別途15万円を上乗せ) ・1年度中に2回まで、通算5年間まで	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者
<b>2 男性不妊治療</b>			
・特定不妊治療に必要な男性不妊治療に係る治療費から県の助成額を引いた額で15万円/回を限度 ・1年度中に2回まで、通算5年間まで	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
・10万円/年度を限度 ・回数制限なし、通算5年間まで	限定なし	/	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者
<b>4 不育症治療</b>			
・30万円/回を限度 ・1年度中に1回まで、通算5年間まで	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関	/	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者

## 勝央町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・費用の1/2以内 ・15万円/回を上限 ・他の不妊治療も合わせて通算6回まで	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者
<b>2 男性不妊治療</b>			
・費用の1/2以内 ・15万円/回を上限 ・他の不妊治療も合わせて通算6回まで	県指定	調整あり	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
・費用の1/2以内 ・5万円/年を上限 ・他の不妊治療も合わせて通算6回まで	限定なし	/	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者
<b>4 不育症治療</b>			
・30万円/年度を限度 ・一対象者150万円を限度	県指定	/	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・医療保険加入者

## 奈義町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 20万円/年を限度</li> <li>通算5年間まで</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>本町に1年以上住所を有し、かつ居住すること</li> <li>対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> <li>医療保険加入者</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
実施なし			
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>30万円/年度を限度</li> <li>通算5年間まで</li> <li>一対象者150万円を限度</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をして1年以上の夫婦</li> <li>交付申請日において、夫婦がともに本町に住所を有していること</li> <li>対象者及び世帯員に町税の滞納がないこと</li> </ul>

## 西栗倉村

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 10万円/回を限度</li> <li>1年度2回を限度</li> <li>通算5年間まで</li> </ul>	限定なし	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>本村に1年以上住所を有し、かつ居住すること</li> <li>対象者及び世帯員に村税等滞納がないこと</li> <li>医療保険加入者</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
実施なし			
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
実施なし			

## 久米南町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内 20万円/回を限度</li> <li>ただし、費用から他の自治体の助成額と本町の要綱による助成額の合計額が治療に要した額を超えないこと</li> <li>・助成対象とする特定不妊治療及び男性特定不妊治療の回数は、年度を問わず6回まで</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において、夫婦いずれか一方が本町に1年以上住所を有すること</li> <li>・岡山県の助成事業の対象者であること</li> <li>・申請日において、対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の男性不妊治療(TESE、MESA等)を行った場合の上乗せ助成額は上限20万円</li> <li>・助成対象とする特定不妊治療及び男性特定不妊治療の回数は、年度を問わず6回まで</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において、夫婦いずれか一方が本町に1年以上住所を有すること</li> <li>・岡山県の助成事業の対象者であること</li> <li>・申請日において、対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・30万円/年度を限度</li> <li>・一対象者150万円を限度</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・夫婦又はいずれか一方が交付申請日において、本町に1年以上住所を有していること</li> <li>・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと</li> </ul>

## 美咲町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用から県の助成額を引いた額の1/2以内 30万円/年を限度</li> <li>・通算5年間まで、150万円を限度</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において、夫婦のいずれかが、本町に住所を有すること</li> <li>・夫婦として1年以上経過した者</li> <li>・他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていないこと</li> <li>・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと</li> </ul>
<b>2 男性不妊治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定不妊治療の一環として男性不妊治療(TESE、MESA等)を行った場合の上乗せ助成額は上限10万円/年を限度</li> </ul>	県指定	調整あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・申請日において、夫婦のいずれかが、本町に住所を有すること</li> <li>・夫婦として1年以上経過した者</li> <li>・他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていないこと</li> <li>・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと</li> </ul>
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし			
<b>4 不育症治療</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の1/2以内</li> <li>・30万円/年度を限度</li> <li>・初回助成から通算5年</li> <li>・一対象者150万円を限度</li> </ul>	(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関又は当該医療機関より紹介を受けた治療実施医療機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦</li> <li>・夫婦のいずれか一方が交付申請日において、本町に1年以上住所を有していること</li> <li>・他の市町村から同種の助成金を受けていないこと</li> <li>・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと</li> </ul>

## 吉備中央町

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・県の助成額を除いた費用の1/2以内 20万円/回を限度 ・外の不妊治療と合わせて年度を問わず夫婦で6回 まで	県指定	調整あり	・戸籍上の夫婦 ・本町に住所を有し、かつ、居住している夫婦 ・対象者及び生計を一にする者に町税等の滞納がないこと
<b>2 男性不妊治療</b>			
・県の助成額を除いた費用の1/2以内 20万円/回を限度 ・外の不妊治療と合わせて年度を問わず夫婦で6回 まで	県指定	調整あり	・戸籍上の夫婦 ・本町に住所を有し、かつ、居住している夫婦 ・対象者及び生計を一にする者に町税等の滞納がないこと
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
・1、2の県の助成額を除いた費用の1/2以内 20万円/回を限度 ・外の不妊治療と合わせて年度を問わず夫婦で6回 まで	県指定	/	・戸籍上の夫婦 ・本町に住所を有し、かつ、居住している夫婦 ・対象者及び生計を一にする者に町税等の滞納がないこと
<b>4 不育症治療</b>			
実施なし		/	

(注1) 助成対象となる医療機関が限定されるかどうか。「県指定」=県が指定した9医療機関で実施された治療に限定

(注2) 助成対象となる不妊治療費は、県の助成金を除いた額を対象とするなどの調整を行っているかどうか。

## 岡山市、倉敷市、岡山県

助成内容	医療機関 の限定 (注1)	県費 助成 との 調整 (注2)	その他要件
<b>1 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)</b>			
・費用の範囲内 1回上限15万円(初回のみ30万円) ただし、凍結胚移植等については7万5千円。 ・初回申請時の妻の年齢が、40歳未満の 場合は妻が43歳になるまでに6回まで、 40歳以上の場合は妻が43歳になるまで に3回まで。 ただし、助成回数が6回に満たない場合 であっても、平成27年度までに通算5ヶ年 度助成を受けている場合は助成対象外	県指定	/	・治療開始時に戸籍上の夫婦であること ・請求日現在、夫婦のいずれかが本県(市)に住所を有すること ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満
<b>2 男性不妊治療</b>			
・特定不妊治療の一環として、精巣 または精巣上体内から直接精子を採取 する治療(いわゆるTESE,MESA等)を 行った場合は、助成額を上乗せ(上限あり)	県指定	/	
<b>3 一般不妊治療(人工授精等)</b>			
実施なし		/	
<b>4 不育症治療</b>			
実施なし		/	